

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」がスタートします。

平成24年6月18日

東北経済産業局

I. 「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」について

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」が平成24年7月1日からスタートします。

本制度は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める価格で一定期間電気事業者（電力会社）が買い取ることを義務付け、電気事業者が買取に要した費用については、電気をご利用の企業・家庭等の皆様に電気使用量に応じて賦課金としてご負担いただき、コストが高いなどの理由によりそのままではなかなか普及が進まない再生可能エネルギーを私たちの暮らしを支えるエネルギーの柱のひとつになるよう育てるための制度です。

II. 本制度に係る以下の認定申請の受付を開始しています。

○設備認定

本制度で電気事業者に売電するためには、設備認定を受ける必要があります。設備認定とは、売電に使用する設備が法令で定める要件に適合しているかを国が確認するものです。

この申請受付を、平成24年6月18日（月）から開始しています。

○平成24年度賦課金特例申請

賦課金については、電気をご利用の皆様から電気使用量に応じてご負担いただくことが原則ですが、以下の場合に限り減免措置があります。

①大量の電力を消費する事業所で、法令で定める要件に該当する方…【8割減免】

24年度分の減免特例を受けるためには、国の認定及び認定後の電力会社への申出が必要になります。

国の受付期間は平成24年6月18日（月）から平成24年7月13日（金）までとなっていますので、賦課金の減免をお考えの事業者の方はお早めに申請をお願いします。

②東日本大震災で被災された方…【平成24年8月～平成25年3月分の賦課金免除】

東日本大震災により罹災証明を受けた方は、罹災証明書を持参の上、電力会社への申出が必要です。

また、東京電力福島第一原子力発電所の事故に伴い、避難指示区域等（旧緊急時避難準備区域を含む）から避難された方は、あらかじめ減免されます。（ただし、「特定避難勧奨地点」で電気を使用される方、避難先については、電力会社への申出が必要です。）

※本制度に係る最新の情報、賦課金特例の要件、申請書様式等は、以下のホームページをご覧ください。

<http://www.enecho.meti.go.jp/saiene/kaitori/index.html>

買取制度

検索

※東北経済産業局では、当該申請受付及び相談対応の専用窓口を開設していますので、ご利用下さい。

電話番号：022-221-4805（専用ダイヤル）

受付時間：9:00～18:00（土日祝日除く）（専用窓口は平成24年7月13日まで）